**一般社団法人　富山県介護支援専門員協会**

**会費規約**

一般社団法人　富山県介護支援専門員協会　定款第８条の入会金及び会費は次の通りとする。

(入会金)

1. 入会する者が申請の際に納付すべき入会金の額は、下に掲げる金額とする。

　正会員　　　　　　　　　　　　１，０００円

　賛助会員　　　　　　　　　　　２，０００円

　　２．退会者（資格喪失者を含む）が再度入会をする場合、新規入会と同様に扱い、入会金を徴収する。

(会　費)

1. 会員が納付すべき会費の額は、下に掲げる金額とする。

　会費　　　　　　　　　年額　　５，０００円

　賛助会員　　　　　　　年額　　５，０００円（２口以上）

　　２．会員に特別の事情がある場合として別に理事会で定める基準委該当するときは会費を減免することができる。

（改　正）

1. 入会金及び会費の額の改正は、社員総会の決議による。

附　則

　　１．この規約は、平成２７年４月１日から施行する。